

議案第4号

京田辺市議会議員及び京田辺市長の選挙における選挙運動の公費  
負担に関する条例の一部改正について

京田辺市議会議員及び京田辺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、昨今の物価変動等を踏まえて、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市議会議員及び京田辺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市議会議員及び京田辺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成10年京田辺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京田辺市議会議員及び京田辺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

京田辺市議会議員及び京田辺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の限度額<u>8円38銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の限度額（<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）をいう。以下同じ。）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の限度額<u>7円73銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の限度額（<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）をいう。以下同じ。）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>公職選挙法施行令の改正に伴う公営の限度額の改正</p> <p>公職選挙法施行令の改正に伴う公営の限度額の改正</p>